電力広域的運営推進機関 評議員会(2020年度第3回)議事録

- 1. 開催日時: 2020年12月22日(火)16時30分~18時15分
- 2. 開催場所:電力広域的運営推進機関 会議室 (Web会議にて開催)
- 3. 議事
 - (1) 議決事項

第1号議案 定款の変更について

(2)報告事項

活動状況報告(2020年4月~2020年9月)

- 4. 出席者
 - (1)評議員(14名中13名出席)

野間口評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、大石評議員、 倉貫評議員、髙村評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山内評議員、 山地評議員、横山評議員

(2)電力広域的運営推進機関

金本理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事、山田総務部長

5. 議事の経過及び結果

●都築理事

只今から、2020年度第3回評議員会を開会します。

前回に引き続きまして、今回もコロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像、音声に支障があるようでした、お申し出ください。

先ず、定足数の確認をさせていただきます。本日は、現時点で総員 14 名中 13 名が出席 しており、定款第 45 条第 1 項に定める過半数に達しています。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前に送らせていただいておりまして、本日の議案、資料は、議事次第に記載のとおりでございます。

特に不足がありましたら、お申し付けください。

一点会議に先立ちまして、お願い事項がございます。

ご発言される際には、お名前を名乗っていただき、議長から発言の許可を受けてから、 ご発言いただけますようお願いを申し上げます。

それでは、以降の議事については野間口議長にお願いしたいと思います。 議長よろしくお願いいたします。

○野間口議長

それでは早速議事に入りたいと思います。

議案に先立ちまして、定款52条に定める議事録署名人を指名させていただきます。本

日は、伊藤評議員と倉貫評議員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○伊藤評議員·倉貫評議員

はい。

○野間口議長

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、議案に入りたいと思います。第1号議案、「定款の変更について」であります。これについて、事務局から説明をお願いします。

●山田部長

では、第1号議案につきましてご説明申し上げます。第1号議案につきましては、評議 員会での審議後、理事会での議決及び総会での議決を経た上で、経済産業大臣へ認可申請 を行います。では、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

定款の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。変更の概要は下記のとおりです。「1. 役員に関する規定の変更」、「役員の任期に関する変更」でございます。「2. 変更の概要」といたしましては、「役員の任期を、「再任は2回までとする」となっているものを、「10年を超えない範囲で再任されることを妨げない」に変更する旨規定」するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきます。左側が変更前でございます。「役員の再任は、2回までとする。」となっているものを、右側変更後、「役員は、10年を超えない範囲で再任されることを妨げない。」と変更するものでございます。

では、資料をかえまして、こちらのパワーポイント形式の資料でご説明申し上げます。まず右肩2ページでございます。変更の背景でございます。広域機関は、設立段階におきまして、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平常時・緊急時の需給調整等を行う実施機関として、検討から実施、実施後の見直しに至るまで長期間を要する業務は一部に限られるとの想定の下、役員に関し、以下のとおり規定しておりました。最長任期6年ということでございました。矢印の下でございます。「広域系統長期方針」、「広域系統整備計画」に加えまして、「容量市場」、「需給調整市場」や「コネクト&マネージ」など、検討から実施、実施後の見直しに至るまで長期間を必要とするものが多く見込まれている状況でございます。一方、現行の規定では広域機関創設時に就任した役員は今年度末に一斉に交代することとなりますが、役員の半数が一斉に交代する点については、業務継続性の観点から問題があると考えております。矢印の下。中立性の確認された人材による業務運営の継続性を確保し、より質の高い組織運営を構築するため、役員の選任に当たりまして、現状、運営を担っていた役員を一定程度再任する選択肢を確保することが必要と考えております。なお、国の審議会におきましても、業務継続性の観点から、「今後、一定の新陳代謝を確保しつつ、役員の再任回数の上限の見直しを行う必要がある。」旨、

報告がされております。右肩3ページ、先ほど言いました国の審議会でございますが、電 力広域的運営推進機関検証ワーキングというものがございまして、その取りまとめ内容 と委員の主な意見についてご紹介申し上げます。まず取りまとめの一部でございますけ ど、「今後、一定の新陳代謝を確保しつつ、役員の再任回数の上限の見直しを行う必要が ある。具体的には、短期的には役員の再任回数の上限を引き上げるとともに、中長期的に は、今回の様に多数の役員の交代時期が重ならない工夫を講じるなど、一定の新陳代謝と 業務継続性の確保を両立した人事計画を考える必要がある。」。下の方、委員の主な意見で ございますが、一つ目、「2015 年発足時に着任された方が一斉にいなくなるという状況だ とすると、業務の継続性から難しい状況に陥ると思っている。いずれの方々も専門性の高 い方なので、次の代わりの人がすぐに見つかるかということも含めて、短期的な当面の課 題として重要だという認識を持っている。 場合に寄っては、今の当面的なルールと中長期 的なルールを分けて考える必要がある。短期的には、残り 5 か月でいなくなるというの は、非常に問題があると思っている。」。2 つ目、「中長期的な解決というのは、任期を延 ばせるようにするのが1つの方法。新陳代謝としてローテーションをして、一気に役員が 抜けないような運用を暫定的に行いながら任期を延ばすということではないか。すぐに できる話ではないかもしれないが、新陳代謝を確保するとして一定の定年制を設けると いった色んなアイデアがありうるので、少し検討していただきたい。」。3 つ目、「電力広 域的運営推進機関は独立役員という発想ではなく、全部執行側の人。そういう意味では業 務の継続性として、10 年以上在籍してもいいのではないかと思う。」。このような意見が 出されました。右肩4ページは、先ほどご説明した変更内容でございます。以上、第1号 議案、説明を終わらせていただきます。

○野間口議長

それでは、ご意見のある方、お願いいたします。最初に名前を名乗っていただいて、ご 意見を述べていただけたらと思います。どなたでも結構でございます。

○山地委員

私はこの議案1の定款変更、任期10年を超えない範囲で再任する、ということに賛成します。今の資料の説明にもありましたように、今年度末ですから、もう来年3月末で7名中4名が一斉に退任というのは、やっぱり非常に問題ですし、それから、(「やっぱり」削除)業務の内容から考えても、もう少し、10年程度役員を続けていく必要性はある、一方で、新陳代謝の必要性もあるので、ここでこの定款を変えて、これを利用して新陳代謝と10年間の継続性というのを維持していただければと思います。もう一つ、敢えてちょっと厳しめのことを言えば、本年度末に4名が一斉に、このままだと退任してしまうことは予見できていたことは可能だったわけで、もう少し早い対応が必要ではなかったのかなと思います。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。 ほかにありませんでしょうか。

○髙村評議員

ありがとうございます。私も今回の定款変更案について賛成いたします。今、山地先生が仰っていただいたとおりですし、今回、山内先生と一緒に、この検証ワーキングに参加させていただきましたので、その趣旨を受けての定款変更案を作っていただいていると思っております。一点申し上げたいのは、山地先生の先ほどの話ではないですが、今回10年の範囲内で再任を妨げないですが、やはり一斉に役員が交代するという事態はできるだけ回避をしていただきたいというのがもう一つの議論の背景にもございますので、運用上は是非その点だけご留意をいただければと思います。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。 ほかの委員の方、ご意見どうでしょうか。

○山内評議員

今、髙村評議員が仰ったように、この電力広域的推進機関の検証ワーキングというものが設けられて、それをやらせていただいたわけですが、この評議員会ではなくて外部の方もたくさん入った委員会だったのですが、その中でも、先ほど山地先生が仰ったような事態を問題とする、それから、延長の必要性、こういったことが理解されまして、私もそのとおりだと思いますので、ここで、これについて賛成を申し上げたいと思います。以上でございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございました。 大石委員、どうぞ。

○大石評議員

はい、ありがとうございます。大石でございます。私も今の先生方のご意見に賛成です。 今回、本当に3月末でというのは大変なことだと思いますので、ここで、改定をしてとい うことに賛成いたします。ただ一つ、今後、広域機関の役割というものがさらに大きくな ってきたときに新陳代謝ということを考えれば、もし、その必要であれば、新たな方に入 っていただきながら交代していくということも必要なのかなと思いまして、これは定員 に関係することかもしれませんけど、その両立をしていただけるとありがたいかなと思います。以上です。

○野間口議長

はい、わかりました。

広域機関の方から、今の、特に定員等につきまして、執行体制の強化という意見も出ま したが、意見はございませんか。

●都築事務局長

体制強化の件でございます。今後、業務追加があって、大きな資金を扱うとか、そういうことが別途発生してまいります。その段階で、事務局も含めて業務体制の強化が必要になってくるかと思っております。その節には、また改めて、役員も含めて、体制強化についてご相談申し上げて、また議案としてお諮りしたいと考えております。以上です。

○野間口議長

大変重要な点だと思いますので、よろしくお願いします。 ほかにございませんでしょうか。

○牛窪評議員

私も議案は賛成でございます。やっぱり昨今のいろいろな動きの中で、より長い目線でいろいろものを考えるということが、ますます広域機関様に重要になっていますので、議案は賛成です。ちょっと論点はあれかもしれませんが、以前も私が申し上げましたが、役員のみならず人材育成、極めて重要な役割をこれから担っていかれるわけでございますので、電力会社様からのご出向者等々もいらっしゃると思いますが、長く実際の実務をつかさどるプロパーの人材育成というところもますます重要になってくるのではないかと思いますので、一言、申し述べさせていただきます。以上でございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。 はい、村上委員、どうぞ。

○村上評議員

大体、皆さんの意見で、出尽くしていると思いますので、私も賛成であります。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。

秋池委員、どうぞ。

○秋池評議員

ご意見に私も異論ございません。それでこの先なのですが、新陳代謝というような言葉も出ていたのですが、適切なタイミングで、メンバーが適切な形で入れ替わっていくということは大切だと思うのですが、新陳代謝のための新陳代謝ではなくて、やはり、業務の質が担保されていくということを念頭に置いたものであってほしいなというように思う次第です。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。そのとおりだと思います。

大体、委員の皆さまからのご意見は出尽くしたように思うのですが、これでお諮りして よろしいでしょうか。その前に、今、いろいろ要望も、前向きのご意見もありましたけど 広域機関から何か意見ありますでしょうか。

●都築事務局長

広域機関の都築でございますが、貴重なご意見、ありがとうございます。私どもとしても、業務のクオリティというものは、この間、検証を受けたところですが、設置目的、それから我々が業務としてミッションをかかえているものをきちんと実現していくということが大前提でございます。そのうえで、他方で、組織の硬直化ということがあってはならないということでこうした新陳代謝というご提言をいただいているものだというのを受け止めて、きちんと業務にまい進してまいりたいというように思っております。どうもありがとうございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。

それでは、議決に入りたいと思いますが、第1号議案、定款の変更についてでありますが、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。原案どおりの議決といたします。

○野間口議長

本日の議案は以上となります。続きまして報告事項に入りたいと思います。今回は20 20年4月から9月までの活動状況報告となります。事務局から説明をお願いいたしま す。

●山田部長

上半期の活動状況報告についてご説明申し上げます。右肩に1ページの目次でございます。1理事会の活動状況、2苦情処理・紛争解決業務の状況、3需要に対する適正な供給力の確保、4電気の供給者変更の手続き状況、5その他の順番でご説明申し上げます。

右肩2ページ、理事会の審議状況でございます。理事会を計27回開催いたしました。 議決事項は90件、報告事項は34件ございました。主要審議事項は以下のとおりとなります。

次に右肩3ページ、会員への指示となります。ここで言う会員への指示とは融通の指示でございます。まず始めに4ページを先にご説明申し上げます。この写真をご覧ください。こちらは豊洲にございます広域運用センターでございます。このような監視盤を確認しながら全国の電気の需給監視をしております。上に戻りまして四角の部分、広域運用センターにて全国の電気の需給状況等を常時監視し、特定地域において天候変化による太陽光出力の減少など供給力が減少し需給状況の悪化が生じた場合等には、他地域からの電力の融通指示等を行い、電力需給状況の改善を実施しております。上半期の実績は2日間でございました。

3ページに戻ります。その2日間の内訳がこちらでございます。指示の1といたしまして東北エリア、8月28日でございます。これは東京電力パワーグリッドから東北電力ネットワークへ電力を送りなさいという融通指示でございます。指示の2といたしまして九州エリア、9月24日でございます。これにつきましては3回にわたりまして指示を行いまして、中部電力パワーグリッド、中国電力ネットワーク等から九州電力送配電へ電力を送りなさいという融通指示でございます。

右肩5ページ、系統アクセス業務でございます。系統アクセス業務とは、新たな発電設備を送電系統にアクセスする、すなわち繋ぎ込む場合における検討業務や契約業務の一連の仕事でございます。ここで特質すべき点といたしましては10月から仕事のやり方を抜本的に変えたことです。例えばあるエリアで新規の太陽光発電事業者が複数社、何社かいる場合、系統連携できる電気の量というのは限られておりますので、9月までは広域機関が入札を取り仕切っておりました。左側の吹き出しにございますとおり入札方式とありますが、このやり方の欠点はとても時間がかかっていたことでございます。なぜかと申し上げますと入札のための説明会から入札、開札といったいろいろな手続きがございます。更には途中でやめますと辞退者が出てくると、その都度検討をやり直し

ていたからでございます。10月以降は右側の緑の吹き出しにございますとおり容量按 分方式となり負担可能上限額、いくらまでなら出せるのかを申告いただきその金額に応 じて電気の接続を割り当てる、非常にシンプルなやり方に見直しをいたしました。これ が系統アクセス業務でございます。

続きまして右肩6ページ、苦情処理・紛争解決業務の状況でございます。この表にございますとおり、2020年度上期の苦情・相談件数は例年に比べ非常に少ない件数となっております。これは春の緊急事態宣言始め、新型コロナウイルスの影響で事業者の業務が停滞していたことによるものと分析をしております。

右肩7ページ需要に対する適正な供給力の確保でございます。安定的な電力供給に必要となる供給力が確保されていることを確認するため、電力需給の検証業務を行い、10月28日に報告を行っております。検証結果の概要といたしましては矢じりが二つございます。一つ目が夏季の実績でございます。西エリアで想定以上の猛暑となったが、東エリアで想定ほどの猛暑とはならず、全国最大需要時の需要実績は想定を下回る16,639万kW、予備率は11.8%であり十分な供給力を確保しております。二つ目が冬季の見通しでございます。2020年度冬季が、過去10年間で最も厳しい気象条件となった場合でも、全国で安定的な電力供給に必要な予備率3%を確保できる見通しでございます。次の四角でございます。新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、電源の補修停止期間を変更せざるを得ない事例がございました。停止期間の延長、あるいは、停止予定期間の変更、こういった突発的な事象が発生したわけですが、こういった突発的な事象に対しても供給力不足となる状況を回避すべく速やかに対応を行っております。最後の部分、参考といたしまして新型コロナウイルスがもたらした供給力への影響でございますが、夏季の場合はマイナスで158.6万kWから106.3万kW程度の供給力への影響があったのではないかと考えております。

右肩8、9ページは月別、エリア別の最大需要電力と予備率のグラフでございます。 まず8ページにつきましては4月から6月の実績でございます。棒グラフはエリア別の 最大需要電力でございます。折れ線グラフは予備率でございます。各供給区域とも予備 率5%以上を確保できておりました。続く9ページにつきましては7月から9月の実績 でございます。こちらにつきましても予備率7%以上を確保できておりました。

右肩10ページでございます。長周期広域周波数調整および再エネ出力抑制実績ですが、コメの1として長周期広域周波数調整の定義が書かれております。再エネ出力急増に伴い、当該エリアの火力発電等の下げ調整力が不足する場合、余剰電力を連系線を介して他エリアへの送電量調整を行い、需給状況の改善を実施するものでございますがもう少し平易な言葉でお伝えいたしますと天気が良くなり太陽光の出力が急上昇した場合、需要と供給のバランスが崩れますので、その場合、火力発電所の出力を抑制することで需要と供給のバランスをとるわけですが、火力発電所を限界まで抑制してもバランスが取れない場合、電気を他のエリアへ逃がす、そのような形でバランスをとる、これが長

周期広域周波数調整と言っております。一方再エネの出力抑制というのは長周期広域周波数調整を行ってもまだまだバランスがとれない場合に再エネの出力を抑制してもらうものでございます。この表をご覧いただきますと長周期広域周波数調整の実績として四国エリアで1回、九州エリアで39回、再エネの抑制実績といたしましては、47回の実績がございました。

続きまして右肩11ページ、電気の供給者変更の手続き状況でございます。スイッチングといいまして供給者の変更の開始申請の累計件数をグラフで表しております。左が東京エリア、関西エリア、中部エリア、右がそれ以外のエリアとなります。グラフの目盛りが異なっておりますのでご注意ください。どのエリアも申請件数は鈍化せず増加し続けております。

右肩12ページからはその他となります。広域機関が主催いたします各委員会の情報でございます。マスタープラン検討委員会、表の一番上でございます。今年度新たに設置を行い、8月に第一回を開催しております。このマスタープラン検討委員会の目的ですが、再エネの大量導入に伴いまして基幹送電網を整備していく必要がございますが、国民負担抑制の観点、すなわち電気料金の抑制の観点も踏まえ検討していく委員会でございます。

右肩13ページでございます。こちらも表にございますとおり広域系統整備委員会がございます。こちらは先ほどの12ページのマスタープラン検討委員会とセットでございまして、本委員会につきましてはより具体的な連携線の整備等につきまして検討を行う委員会でございます。

右肩14ページ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会でございます。上にございますとおり、上期に委員会を5回開催いたしまして調整力及び需給バランス評価に係る諸課題について整理を行っております。また、この調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の傘下に需給調整市場検討小委員会がございます。この表では下から2番目でございます。この小委員会では、需給調整市場で取り扱う調整力の商品ないしメニューが5種類ございますけれども、この詳細設計の検討を行っております。

続きまして15ページ、地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討でございます。上期に検討会を2回開催しております。この検討会につきましては一つ目の四角にございますとおり、既存流通設備を最大限有効活用し、発電抑制の発生を低減していくために、当該設備を利用する関係事業者の作業停止計画の調整が円滑に実施できる方法を検討する会でございます。

右肩16ページ、容量市場の在り方等に関する検討でございます。一つ目の四角、7月に初めての容量市場メインオークションを実施いたしました。9月にメインオークションの約定結果を公表したというのが上半期の大きなイシューでございます。

右肩17ページ、最終ページでございますけれどもグリッドコードに関する検討会で ございます。グリッドコードは系統連系技術要件とも言いますが、電源を系統に繋ぎ込 む際のルールとなります。背景として再エネが大量出力されると、変動が著しく、需要と供給のバランスが崩れ周波数や電圧に影響を及ぼします。そうならないように、あらかじめ系統に繋ぎ込む際の電源側のいろいろなルールを決めておくものでございます。この表の下から4番目にグリッドコード検討会がございますが、こちらも今年度に設置をいたしまして9月以降、活動を行っております。

以上が上半期の活動状況報告となります。説明を終わります。

○野間口議長

ご説明ありがとうございます。委員の方々からのご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

○野間口議長

九州電力の出力抑制の回数が非常に多いが、今まで広域機関としては北海道~本州間、東北~首都圏間の連携線の増強が議論されていたが、マスタープランでは九州エリアも検討の対象となるのか。

●寺島理事

寺島ですが、野間口議長ご質問ありがとうございます。日本全体を対象とし、再生可能 エネルギーを踏まえた電源のポテンシャルを考えながら検討いたします。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。

○伊藤評議員

伊藤ですがご質問よろしいでしょうか。ポイントがずれるかもしれませんが、今のご説明を踏まえ、今後、電力の流れが種々の要件により大きく変わったり、また、寺島理事からご説明のあった再生可能エネルギーの勃興等、環境が変わることを踏まえ、よく人の問題が重要視されていて、一応オートメーション化等、ソフト面でいろいろ検討はされていると思うが、例えば今回の新型コロナウイルスみたいなことが起きた時の、広域機関の人員体制は大丈夫なのか。負担が増えてくる中で、皆さんの健康状態と、いくら頑張っていても予期せぬことって起きえるので、その時に日本全国の電気網がおかしくなったりしないものなのか。

○野間口議長

はい、非常に重要なポイントです。これは広域機関から現在どのように考えているか話 していただきましょう。

●都築事務局長

都築からお話をさせていただきます。まず、コロナの対策ですが、広域機関では24時間体制の当直業務を抱えていることから、神経を使った業務体制、事業継続性というものを意識し対応をしております。

具体的には当直の近隣のところでは密にならないような体制の整備。それから本当に 重要な業務についてはまとまったスペースを別途、確立的に確保し、そのような中で業務 を進める。また、交代で出勤体制をとる。そういったおそらくどの組織でもお考えになる かと思いますが、広域機関としても、特に24時間体制の業務について業務継続性を強く 意識しながら進めております。また、今後に向けてでは、広域機関のみならず、産業全体 として考えたときに、電力の供給体制をしっかりと確保していくことは新型コロナウイ ルスに限らず、例えば工事業者の施工力の確保など、そういったところを含めて大きな政 策課題だと認識しております。こうした点につきましては広域機関のみで完結する問題 ではないため、政策当局などと議論をしながら必要な対応、これは支援策みたいなものも 含めてとなるかもしれませんが、考えていきたいと思います。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。今回は欠席されております江崎評議員がよくお話されているようにセキュリティの問題について、一旦なにかあると大変だぞとおっしゃっていて、広域機関もよく対応されていただいているとおります。一方で、新型コロナウイルスの場合は本当に降って湧いたような課題でして、どの組織、機関もできる範囲でベストの対応をしていただいていると思いますが、広域機関も是非お願いいたします。他にございませんでしょうか。多岐に渡る報告でしたが本件は以上とさせていただきます。

○野間口議長

本日予定いたしました件はこれで終了となります。

それでは、色々と広域機関への注文・意見が出ましたが、最後に金本理事長から議論の まとめとして、一言お願いします。

●金本理事長

審議事項一つだけにも関わらず、貴重なご意見いただき、大変ありがとうございました。 今日審議していただいた事項は、これから数年間広域機関がこれまでと同様、或はそれ 以上のパフォーマンスを示すために必要な事項だと考えております。

まだ具体的な人事を申し上げる時期ではないですが、今日いただいたご意見、クオリティをきちっとできる体制を作るということと、新陳代謝という言葉がいい言葉遣いではないかもしれませんが、若い人が入ってきていただくことは重要でございますので、そういうことを念頭に置いて、これから進めていく所存でございます。

もうすぐ、次の評議員会、総会あたりで、人事関係のことを出さなければいけないということでございますので、その点はしっかりと取り組みたいと思っております。

また、広域機関が取り組まなければならないことがたくさん出てきております。ここで 我々が良い仕事ができるかどうかで、日本の電力の需要家の方々に大きな影響を与える ということになりそうでございます。

我々としても、これから精いっぱいやっていきたいと思っておりますので、ご指導・ご 鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

○野間口議長

ありがとうございました。

以上をもちまして、今回の評議員会を終了いたします。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員 2 名は、記名押 印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 伊藤 麻美

評議員 倉貫 浩一